令和４年度（2022年度）第１回北海道障がい者施策推進審議会

日時：令和４年（2022年）12月20日（火）

18時00分から19時40分

場所：かでる２・７　７階730会議室

（事務局）

第１回北海道障がい者施策推進審議会を開催いたします。本日の司会を務めます、私保健福祉部障がい者福祉課課長補佐の葛西でございます。よろしくお願いいたします。開催に先立ちまして、本来であれば保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の石橋が挨拶をするところでしたが、所用のため本日は欠席となります。ご容赦ください。開会の挨拶について、障がい者保健福祉課、精神医療担当課長の河谷よりご挨拶を申し上げます。

（河谷課長）

皆様、お晩でございます。精神医療担当課長をしております、河谷と申します。

本日は年末のお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。また皆様方には日頃より、道の障がい福祉行政にご協力をいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。委員の皆様におかれましては、10月に本審議会の委員にご就任いただき、本日が初めての審議会となってございます。ご就任いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。北海道におきましては、新型コロナウイルスとの戦いが3年近くと長期化しており、道内の感染状況は依然として高いレベルにございますけれども、道といたしましては、基本的な感染症対策に取り組んでいきながら、こうした状況下におきましても、障がいのある方が必要とする障害福祉サービスなどを提供できるよう、施策に取り組んで参りますので、皆様のご協力

をよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会についてでございますけれども、２点協議事項がございます。始めに第６期障がい福祉計画の令和３年度実績についてご報告させていただきますので、審議会からのご評価をいただきたいと思っております。二つ目に、障がい者基本計画と、障がい福祉計画の統合につきまして、協議させていただきたいと考えておりますので皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、北海道障がい者基本計画と、北海道障がい福祉計画の目標としております「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指しまして、委員の皆様方にお力添えをいただきながら、障がい者施策の着実な推進に努めて参りたいと考えておりますので、本日は忌憚のないご意見を頂戴いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

（事務局）

それではお手元の資料について確認をさせていただきます。お配りの資料ですが、まず会議次第、そして配席図、委員の名簿を添付しております。以降、参考資料１として、本審議会の根拠となっております条例、そして以降資料１の①から⑪。そして、⑪の後に資料１－２として、目標に対する進捗状況。そして最後に、資料２ということになっております。配布漏れ等がございましたらお知らせください。

なお、本日の審議会に関しては、新型コロナウイルス感染症の対策として、マイクを使用するんですが、数が限られておりますので、１回ずつ消毒をしてお渡しいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また会場の関係についてですけれども、本会場につきましては換気システムにより常時換気されていることを確認しておりますが、念のため30分おきに少し

窓を開けさせていただきますので、ご容赦ください。続いて日程ですが、19時半を目途に終了させていただきたいと思いますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

次に改選後、第１回目の会議ですので、委員の皆様と事務局を紹介させていただきます。委員の名簿の五十音順にご紹介させていただきます。まず、朝倉委員ですが、本日は欠席となっております。続きまして、池田委員でございます。石山委員につきましては、本日欠席となっております。大田委員につきましても、本日欠席となります。続きまして斎藤委員でございます。櫻田委員でございます。菅原委員でございます。橋本委員でございます。深瀬委員でございます。藤原委員でございます。松原委員でございます。水澤委員でございます。山崎委員でございます。山崎千恵美委員につきましては、本日欠席と伺っております。続きまして事務局をご紹介いたします。先ほど申し上げましたとおり、担当局長の石橋につきましては、本日所用のため欠席となっております。障がい者保健福祉課長の秋田につきましても、別用務のため、やむを得ず欠席となりました。ご了承ください。続きまして精神医療担当課長の河谷でございます。よろしくお願いいたします。障がい者保健福祉課医療参事の堀につきましては、本日欠席とさせていただきます。企画調整を担当します課長補佐の私、葛西でございます。よろしくお願いいたします。続きまして、障がい者保健福祉課課長補佐で地域支援・社会参加を担当する名久井でございます。意思疎通支援を担当する主幹の相馬と、基盤整備・指定・指導を担当する課長補佐の松村につきましては、両名とも本日別用務のため欠席とさせていただきます。ご了承ください。続きまして、精神保健医療を担当する課長補佐の半沢でございます。発達支援を担当する課長補佐の冨加見でございます。そして事務局として、本日意思疎通支援の説明をいたします社会参加係長の長多でございます。あと事務局を担当します主査の中島と主任の奥塚でございます。よろしくお願いします。

議事に入ります前に、会長選出についてですが、お手元の参考資料１をご覧いただきたいと

思います。北海道障がい者施策推進審議会条例の第５条によりまして、委員の皆様が会長を互選することとされております。この方がよいのではないかというご意見などありますでしょうか。意見がないようですので、事務局から案を申し上げてよろしいでしょうか。それでは北海道医師会の藤原委員に、引き続きお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは引き続き北海道医師会の藤原委員に会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。審議会の会長は藤原委員ということで決定をさせていただきます。それでは、藤原会長、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

（藤原会長）

北海道医師会の藤原です。この審議会はかなり出席しております。忌憚のない意見を皆さんからいただいて、審議をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

（事務局）

ありがとうございます。それではこれからの議事の進行につきましては、藤原会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

それでは早速議事に入りたいと思います。まず、協議事項の１、第６期北海道障がい福祉計画の推進管理について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

最初に資料１、資料１－２についてご説明いたします。

まず資料の１－①から⑪につきましては、第６期の計画の推進管理表ですが、評価、改善の欄の令和３年度の実績、取り組みについて評価区分を含めまして、委員の皆様のご意見をいただきた

いと思います。なお、この評価、改善の欄につきましては、評価区分は推進項目の目的達成のために、施策が適正に進行されているかどうかをここで評価することとして、ＡからＣの三つとしております。事務局案をあらかじめ記載しております。

資料の１の２についてですが、こちらは第６期計画における成果目標に対する進捗状況と、必要なサービスの量の実績値を比較した表となっておりますので、後程ご覧いただければと思います。以上でございます。

（藤原会長）

ありがとうございます。それでは、推進管理表に関わる実績報告等の進め方ですけれども、資料の１の①から⑪について事務局から一括して説明をしていただきます。その後、委員の方からご意見をいただきたいと思います。時間の都合で、一件につき５分程度でお願いしたいと思います。ご協力をお願いいたします。それでは事務局からお願いします。

（事務局）

資料１の①１ページ目になります。「北海道障がい者条例の施策の推進」についてご説明いたします。目的についてですが、条例に基づき、障がいのある人の権利擁護や暮らしやすい地域づくり、就労支援を推進するため、各種施策の取り組みを進めることでございます。関連する成果目標についてですが、この項目については、大枠を示すものでございますので、目標値の設定はありません。工程表については、二つの項目を定めておりまして、令和３年度の取り組み状況といたしましては、地域づくりコーディネーターと連携し、地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援、それから、次の２ページ目にありますとおり、障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部における推進状況の報告ということでございます。こちらについては、取り組みを行いました。これらの令和３年度の実績を踏まえまして、評価、改善についてです

が、まず、課題と今後の対応については、引き続き条例に基づく各種施策の取り組みを全庁一体となって進めるとともに、道民へのさらなる周知を行う、と定めております。また評価につきましては、令和３年度の取り組み状況が工程表どおりに実施できましたことから、事務局といたしましては、令和３年度をＢと記載させていただきまして、令和５年度に向けた改善の方向性には、条例に基づく各種施策について、これまで取り組んできた内容を引き続き実施させていただきたいと考えて記載しておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。評価としては、概ね適正というような評価をしておりますが、委員の方からご意見ありませんか。よろしいですか。はい。では、資料１－②について説明をお願いいたします。

（事務局）

はい。４ページ目をご覧ください。資料１の②、推進項目といたしましては、「権利擁護の推進」についてでございます。目的については、条例や法律に即して虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層権利擁護を推進することです。関連する成果目標ですが、差別や虐待について成果を数値であらわすことはなかなか困難でありますことから目標値の設定はしておりません。工程表につきましては、その下の段のように定めております。少し飛びますが、次のページ。令和３年度の取り組み状況についてでございます。地域づくり委員会につきましては、14振興局でのべ25回開催しております。また、差別等に関する相談対応や、本庁における虐待に関する、相談・通報への対応につきましては延べ、108件。虐待防止に関する各種研修につきましては、一部新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンライン開催としたものもござい

ますが、回数としましては予定どおり開催いたしまして、また、一番下の５番にありますとおり、成年後見制度に関する会議も６月に開催しております。これらの令和３年度の実績を踏まえまして、その下の評価改善の欄をご覧いただきたいと思います。まず、課題と今後の対応についてですが、虐待件数につきましては、ここ数年は多少低めに推移しているということもありますけれども、明らかに減少しているとはなかなか言えないこともありますので、事業者への虐待防止に関する研修などの施策を引き続き推進することとし、特に令和４年度、今年度になりますけれども、オンラインで実施している施設従事者向け研修の対象者を広げて、今まで管理者などを対象としていたものを、より広く、様々な従事者の方を対象に実施することとしております。また次のポツになりますけれども差別解消につきましては、差別解消法の改正法が令和６年６月までに施行されるということも踏まえまして、民間企業への普及啓発を重点とした取り組みを進めることといたします。次に評価につきましてですが、ここ数日、報道にぎわすような虐待の案件がいろいろと発生している状況ではありますけれども、今回は令和３年度の評価ということになりますので、取り組み状況も工程表のとおりに実施してきましたことから、事務局としては評価区分をＢと、記載させていただきまして、その下の令和５年度に向けた改善の方向性につきましては、これまで取り組んできた内容を、まずは引き続き実施するということのほか、見た目ではわかりづらい障がいへの理解や、障害者虐待防止法を学ぶ機会を設けるなど、さらに効果的な取り組みを行うことを記載しておりますので、ご審議についてよろしくお願いいたします。以上でございます。

（藤原会長）

ありがとうございます。１－②についてご意見ありますでしょうか。はい、山崎さん。

（山崎恵委員）

はい、ありがとうございます。今、令和３年度の実績ということで、今月に入ってから西興部の虐待ですとか、昨日今日に至っては、江差町のあすなろ福祉会でのことですとかがあるので、令和４年度の取り組み状況を踏まえてということなんですが、引き続き、虐待防止等の研修という事ですが、評価区分はＢでいいのかな、とちょっと疑問があります。これは遅れているというＣになるんじゃないのかなと思いました。虐待防止とか差別解消法の研修等は非常に必要なんですけれども、今は起こっている虐待の事案についての検証作業を、なぜ起こったのかということの検証作業をしていかないとならないのではないのかと思いました。以上です。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。どなたか事務局から。

（事務局）

まず虐待、西興部の件、それとあすなろの件でございますけれども、西興部の件につきましては、こうした虐待が起こったということで、まずはなぜ起こったのかということで、今、聞き取りの調査などをしているところでございますが、それに加えて道としては、全入所施設に対して、施設に対する虐待に関する調査を１月中に行うこととしております。その中でなぜ起こったのかだとか、そういったところもいろいろ検証し、あと今、言われていることが、施設の職員が不足してるんじゃないかということも言われておりますので、その辺も含めて施設も、まず利用されてる方々、それと職員、あとは、保護者の方々に調査をいたしまして、そしてその結果を取りまとめて虐待防止の対応策について検討していきたいと考えてございます。それから、今のあすなろの件ですね、その案件については週末に報道された案件でございまして、これにつきましては、まず今、事実確認ということでやっております。現地の振興局、それと道の本庁からも出向いて実態、事実確認などの調査を今やってるところでございます。それを踏まえ

て、今後、本当にそれが事実なのかどうなのかということも含めまして、もし法に触れるようであれば、適正に対処をしていかなければならないと考えてございます。道としてはそういう対応をしていきたいと考えております。あと評価の部分についてですけれども、評価の区分につきましては、これは令和３年度の実績ということでございますので、これはそのままＢでいかがでしょうかというところをご審議いただけないかなということでございます。

（藤原会長）

皆様のご意見はどうですか。Ｂではちょっと甘いとか。やっぱり虐待って言うのは障がいだけではないんですよね。一般的な話として、どこにでもある話ですから、国を挙げてやるような問題だろうと思うんですけれども。ご意見ほかにありませんか。このままでいいでよろしいでしょうか。はい。うなずいていらっしゃるようですから、Ｂということにしたいと思います。それでは１－③について、説明お願いします。

（事務局）

資料としては７ページ目になります。資料１の③、「地域生活支援体制の充実」についてご説明をいたします。この項目の目的としましては、２段目にありますとおり、施設入所者の意向を把握し、関係者との連携を図り、退所が可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、さらなる相談体制等の整備を推進し、また、ライフサイクルを通じた一貫した支援ができるような取り組みや、親亡き後を見据えた体制整備を促進することでございます。この項目の関連する成果目標についてですが、一番下に記載しております。三つの目標を設定しております。まずは、地域生活の移行者数。目標値としまして234人とすること。二つ目が施設入所者の減少見込み数、415人とすること。そして三つ目が、地域生活支援拠点等を、21圏域に、１ヶ所以上整備することということで設定をさせていただいております。しかし右側の実績に記載されているとお

り、令和３年度では、それぞれ59人、120人、35ヶ所となっております。一番下35ヶ所ではあるんですけれども、圏域で見ますと、18圏域の整備になっておりまして、３圏域はまだ未整備の圏域があるということでございます。これを達成するための工程表は、その次のページに記載しているとおりです。様々な地域づくりコーディネーターと連携した取り組みというのが主なものになりますけれども、こういった工程で行っていきたいと考えております。その下に、令和３年度の取り組み状況を記載しております。例えば地域づくりコーディネーターと連携して、市町村が、相談支援体制を構築するための支援であったりとか、市町村が、協議会を開催するための支援などを行っております。これらの令和３年度の実績を踏まえまして、９ページ目の下の方になりますが、評価、改善についてです。まず課題と今後の対応に記載しましたとおり、地域生活支援拠点の整備について、広域相談支援体制整備事業、地域づくりコーディネーターさんを活用した事業でありますけれども、この事業の全道重点方針に位置付けまして、振興局と地域づくりコーディネーターさんが連携して、市町村を支援しているところですけれども、依然として未整備の圏域があることなどが課題となっております。ですので、効果的な働きかけの検討や、圏域会議などを活用して、どのようにして小規模市町村さんでも整備できるか、そういったことも情報提供するなどして、市町村を支援することとしたいと思っております。また評価につきましては、工程表の内容自体は概ね実施できているものの、成果目標について、先ほど三つ挙げた目標ですけれども、地域生活への移行者数が低調であること。そして、地域生活支援拠点の整備数も、３ヶ所がまだ未達成となっていることなどを踏まえまして、評価区分の案をＣと記載させていただき、その下にあるとおり、改善の方向性につきましては、引き続きになるんですけれども、地域づくりコーディネーターと連携しまして、様々な圏域会議等を活用して、拠点の整備だとか、小規模市町村でも整備できるようなやり方についてとか、補助制度についてだとかの情報提供を行って参りたいと考えております。審議をどうぞよろしくお願いいたしま

す。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。斎藤委員、ご意見ありませんか。

（斎藤委員）

ございません。

（藤原会長）

池田委員はご意見ありませんか。

（池田委員）

特にありません。

（藤原会長）

はい。では、この評価はＣでよろしいですか。はい。それでは１－④に行きたいと思います。

（事務局）

４の「北海道意思疎通支援条例、手話言語条例の施策の推進」について説明いたします。目的としましては、障がいのある人に対する意思疎通支援手段の確保や、意思疎通支援者の養成・派遣などを行い、障がいのある人が、障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ること。また、手話が独自の言語体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するために必要な支援を行うことを目的としております。関連する成果の目標値としては設定しておりません。取り組み状況についてですが、主な取り組みとしては道民の理解促進を図るために、条例について解説したパネルの展示や、条例の概要を記載したパンフレットをパネルの展示とあわせて配布を行っていた

り、また、手話については、児童の方から関心を持ってもらうところ重要と考え、令和３年度、小中学生向け手話教室のカリキュラムを作成し、市町村へ周知を行うなどして、理解の促進を図ったところです。視覚や聴覚に障がいのある方への情報提供体制の強化としては、聴覚障害者情報提供施設へ運営費の補助を行って、障がい者への情報提供を行っているほか、障がい者ＩＴサポートセンターへ補助を行い、障がい者が情報収集に必要なＩＴの利用に関する相談支援を行うなどして、情報提供体制の強化に努めているところです。また情報発信の点では、会議等の際には、手話通訳者や要約筆記者を配置したり、資料を点字版で作成するなど、多様な手段による情報保障に努めているところです。意思疎通支援者の確保の点では、手話通訳者要約筆記者、盲ろう者通訳員・介助員、失語症者向けの意思疎通支援者の要請を関係団体に委託して実施しております。課題としては、引き続き多様な意思疎通支援手段の確保や、意思疎通支援者の派遣などを行い、情報保障の確保を進める必要があるものと考えています。新型コロナの関係もあり、意思疎通支援者の派遣や要請など、これまでと異なる形式で実施されていることもある中、養成研修のオンライン化や、遠隔手話サービスの普及など、必要に応じて、ＩＣＴの活用に取り組むほか、市町村に対しても働きかけを行っていくなどの取り組みを進めており、評価としては、Ｂとさせていただきました。今後の方向性ですけれども、ＩＣＴの活用に加え意思疎通支援者の高齢化なども課題とされていることから、小中学生向け手話教室の開催などを通じて若年層を含め、広く普及し情報保障についての一層の理解促進に取り組んでいく必要があると考えております。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。概ね適正というＢの評価ですけども。難病連の深瀬委員、ご意見ありませんか。はい。どうぞ。

（深瀬委員）

深瀬です。北海道意思疎通支援条例、そして手話言語条例の施策の推進と書いてありますが、今このとおり、私は手話を利用してのコミュニケーション方法ではないので、手話の方々に支援をするのは、それで構わないんですが、例えば、口文字、透明文字盤、点字ブロック、手話の方、耳が聞こえない方、目が見えない人、そして意思疎通の意思はあるけれども、それを表現する方法がわからない人、それを全員合わせての意思疎通支援条例というものを作っていただきたいなと思っております。

（藤原会長）

いろんな多様な方がいらっしゃるので、なかなか難しいところがあるんですけれども、提案しないと前には進まないという。今日、ご意見が出たので検討していただけるものと思いますので、期待をしてください。ではよろしいですか。それでは、概ね適正ということですが、菅原さん、よろしいですか。

（菅原委員）

はい。

（藤原会長）

はい。それでは概ね適正ということでＢという評価にしたいと思います。では１－⑤、お願いします。

（事務局）

推進項目として５番の「サービス提供基盤の整備」ということで、説明をさせていただきます。目的としましては、圏域ごとにサービスの整備量というのを調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備、いわゆる施設整備になりますけれども、それを図って地域間格差の

縮小に努めていくことで、北海道は広域分散でございますので、その特性を踏まえて、障がいのある方もない方も、共に支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを広げるために、他の福祉政策と連携して、地域共生型地域福祉拠点の取り組みを推進するということを目的としております。関連する成果目標ということですが、これにつきましては、目標値の設定はしておりません。取り組み状況でございます。取り組みは三つございますが、地域の基盤の整備の関係につきましては、２番目にあります圏域連絡協議会、道の21障がい福祉圏域を設定しておりまして、圏域ごとにサービス供給量が総量規制、超過しないかどうかということで、会議に諮ってございます。評価、改善ということでございますけれども、課題と今後の対応ということでございます。施設整備でございますので、国で福祉施設整備補助金、整備方針というのがございまして、それを踏まえまして、それぞれの整備区分、施設種別ですね、これを圏域の充足率の低いものを優先して選定しております。令和３年度につきましては、すべての要望に対して国の予算づけができたというところでございます。今後も国の財源の確保について、引き続き要望を行っていく方向でございます。評価の区分でございますが、Ｂとさせていただいております。すべての要望について予算付けができたということがございまして、引き続き計画的に、障害福祉サービスの基盤整備をやっていく必要があるということになります。令和５年度に向けた、改善の方向性ということですが、施設整備補助金については、先ほど申し上げましたとおり、国に対して必要な財源確保を要望して参りたいと考えてございます。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい。ありがとうございます。概ね適正ということですが、櫻田委員、ご意見はありませんか。よろしいですか。

（櫻田委員）

はい、特にございません。

（藤原会長）

斎藤委員、よろしいですか。

（斎藤委員）

はい。

（藤原会長）

橋本委員、よろしいですか。

（橋本委員）

はい。

（藤原会長）

引き続きよろしくお願いしますということで、評価はＢということにしたいと思います。それでは、資料の１－⑥お願いします。

（事務局）

資料１－⑥の「障がい児支援の充実」です。目的は、障がい児のサービス提供体制の整備など支援体制の充実を図るということです。下段の関連する成果目標でございますけども、児童発達支援センター、また市町村中核子ども発達支援センターの設置。21圏域ごとに設置することを目標に定めていまして、現在の実績がこのような状況になっております。一枚めくっていただいて、19ページをご覧ください。３年度の取り組み状況について列記しております。一つ目が市町村を対象としました道立施設の専門職員の派遣による専門支援者の事業の実施。それから、教育と福祉の連携ということで。発達支援関係職員実践研修というのを振興局ごと

に実施している。それから、実際に支援を担う職員を対象とした発達支援研修会の開催。それから、市町村を対象とした難聴児等支援派遣研修事業の実施。それから、２番目にありますペアレントメンターの養成と派遣などとなっております。次に 20 ページをご覧ください。課題と今後の対応についてです。障がい児は、どの地域においても等しく一定の支援を受けられるように、地域支援体制の構築を図っていく必要もございまして、ポツ二つ目の下ですけども、地域支援を行う職員の育成を図るため、先ほどの取り組み状況を説明させていただきました各項目について、今後も引き続き取り組んでいく必要がありまして、その旨記載しております。下段の評価及び改善の方向性についてですが、事務局の案として記載させていただきましたが、各事業を継続する必要があること、それから児童発達支援センター等の未設置地域における働きかけですとか、地域の課題等の把握を行う必要があることから、評価区分をＣとさせていただいております。改善の方向性につきましては、これまでの取り組みを協力して実施する旨記載しております。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい。ありがとうございます。障がい児支援の充実に関しては、評価がＣということです。先日の新聞で、発達障がいの方は非常に多いんですね。何人に一人でしたか。8．8%。こんなにいるんだとかなり驚きました。これからも、かなり力を入れてやらなければいけないと思うんですが、ご意見はありますでしょうか。はい。斎藤委員。

（斎藤委員）

１点質問なんですが、評価がＣというのはやむを得ないと思います。これは目標値に対する進捗状況があまりにも評価も低いということで、当然Ｃなんだろうと思うんですが、１点お聞きしたいのは、児童発達支援センターをなかなか設置できないというのはなぜなのかということを

お聞きしたいんですね。素人の考えで言うと、ある程度の予算があって、人員配置が進めば、作れるんじゃないかなという気がするんですが、なぜ、作れないのかということを聞きました。

（事務局）

ご質問ありがとうございます。児童発達支援センターなんですが、実は全国的にも、設置が進んでいない状況がありまして、この要因として言われてるのが児童発達支援センターって給食室とかそういったハード的な整備を必要とするというところがあるんです。あと人員配置なんかもかなり配置しなきゃいけないというものがあったりして、北海道の中でも整備が進んでいる地域というのは、どちらかというと札幌市ですとか大きな都市に集中しているんですね。北海道は例えば南檜山ですとか人口の少ない圏域ですと、実際にそこまで整備するまでのニーズはどうかということがあったりして、そういうところもあってなかなか、進んでいないというものがあると思っています。センターの主体は民間法人ですとか、市町村がなる場合もあるんですが、これについては、国の方でも今、次期計画に向けてセンターの整備が進んでいない状況を踏まえて、どうするかっていうところも検討されているようでして、その辺も見極めながら、どのように進めていくかというのを検討していきたいと思っております。

（藤原会長）

二次医療圏ですよね。21ヶ所という発想ですよね。二次医療圏に一つずつ以上で進めているということですね。札幌圏域にはもうかなり数があるんですけれども、ない圏域もあるということです。人材の問題が大きいんでしょうかね。

（斎藤委員）

いや、違う気がします。はい、わかりました。

（藤原会長）

いろんな点でブレーキがかかっている。ぜひ進めて、いただきたいということで評価としてはＣということでよろしいですね。はい。次にいきたいと思います。

（事務局）

資料の１－⑦、「発達障がいある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいがある人等への支援」ということです。目的は、その地域支援体制の充実ということで、下段の方にですね、関連する成果目標を記載しておりますけども、主に重症心身障がい児を受け入れる事業所の整備や、医療的ケア児等を支援するための関係機関と協議の場の設置となっております。一枚めくって23ページをご覧ください。３年度の工程表を上段、取り組み状況を下段に記載しております。下段の取り組み状況をご説明いたしますと、発達支援推進協議会を３回開催しまして、あとは道内に３ヶ所、函館・旭川・帯広なんですが、やはり発達障害者支援センターでの相談支援ですね。それから発達障害の理解促進のための講演会やパネル展の開催。それから、医療的ケア児にかかる協議の場の設置に係る市町村への働きかけの実施、などとなっております。そして24ページ、課題と今後の対応についてですけども、一つ目のポツで発達障がいはできるだけ早期に適切な支援を行うことが重要だということで、身近な関係機関が専門的機能が十分でない場合がありますことから、引き続き、先ほど言った３カ所の発達障害者支援センターによる関係機関等への助言や、発達障がいへの理解を深める研修や啓発を行いまして、地域の相談支援体制づくりを推進していきます。真ん中のポツの四つめ以下なんですけども、医療的ケア児関係ですが、医療的ケア児施策に関しましては、昨年９月に医療的ケア児支援法が施行されまして、今現在、各施策を進めております。道では法に位置付けられた医療的ケア児支援センターを、本年６月に札幌市内に設置したところです。センターの運営は医療法人に委託しているとこ

でございます。今後センターと連携しながら、医療的ケアに関する各種取り組みを実施することとしておりまして、医療的ケア児に係るサービス調整を行う医療的ケア児のコーディネーターの養成研修も本年度から再開する予定ということで、来年１月下旬から実施することとして現在募集を図っているところでございます。評価及び改善の方向性でございますが、事務局の案としては、各事業を継続して実施する必要があること、それから、目標達成に向けて働きかけですとか、地域の課題の把握を行う必要があること、コーディネーター養成研修については令和３年度は実施できなかったということで、その再開といったことから評価区分はＣとさせていただきました。改善の方向性につきましては、各種必要な取り組みを実施する旨、記載しております。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。先ほどの１－⑥とも関連しているということですか。医療的ケア児はあちこちで議題になっていて、難しいですね。学校保健の方でもやっていますし。まあ、一歩だけ進んだ印象がありますけれども、ご意見、質問ありませんか。はい。山崎委員。

（山崎恵委員）

去年、一昨年もお伝えしたかと思うんですけれども、コロナ禍に入ってから、特に人工呼吸器等を使用する重度心身障害児の短期入所、ショートステイですね、感染症予防の観点から至る所で受け入れ困難ということが、私の関わっているＤＰＩ北海道ブロック会議内でも、そういった話が結構あちこち出ていまして。だからといって、ホームヘルプサービスが、対策として時間数を増やすということになっていない現状で、そのことによって、実質的に結局家族が介護せざるを得ない現実になって、そのことによって家族が疲弊をし、パンクをして、という

現状っていうのが今も続いている。コロナ禍っていうこともあるんですけれど、そういった部分の改善等っていうのが、必要なんではないのかなというところで、そういったところの文言が何か一つあればなと思いました。短期入所を受け入れているような施設だけではなくて、そういうところが難しいのであれば、場合によっては医療機関、病院に、というところも検討する必要があるのではないのかなと思いました。以上です。

（藤原会長）

事務局から何かありますか。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。短期入所について、そういったご意見があると我々も聞いておりまして、そういったことに、必要な対応としてどうしたらいいかというのも、この調書にどう反映するかということも検討したいと思います。

（藤原会長）

はい、僕から言うのも変ですけど、コロナの関係で、いろんな障がいの有る無しに関わらず、老人もそうですし、どこも受け入れできないっていう、特に外からの人を受け入れませんというのが非常に今もまだ多い。もう少ししたら改善するかなとは思っています。それと先ほど医療で短期入所っていう話ありましたが、医療で短期入所ってできないんですよ。それはちょっと違う請求になっているので、普通の病院では、保険診療にならないのでできない。ですけれども、やっているところもありますから、一応、ちょっとはできるかなというところです。評価としてはＣということでよろしいですね。要望は承ります、ということですね。はい。では１－⑧お願いします。

（事務局）

１－⑧でございます。まず推進項目でございますけれども、８番目としまして、「精神保健福祉、医療施策の充実」でございます。目的でございますけれども精神障がいのある方、そのご家族は地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができますよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進して参ります。少し飛びまして中段以降、関連する成果目標でございますけれども、大きく７項目を設定しております。入院後、３ヶ月、６ヶ月、１年時点それぞれ３時点での退院率を目標値として示させていただいております。それから四つ目としましては精神病床から退院後の１年以内、地域における平均生活日数を316日以上と設定しております。それから次の２つは65歳以上と61.5歳未満で分けておりますけれども、精神病床における入院１年以上の長期入院患者数を、目標値以下にしていくということを進めて参りたいというふうに考えております。それから次のページをご覧いただきたいと思うんですが、協議の場としまして、圏域ごと21圏域ございますけれども、21ヶ所、それから市町村につきましては全市町村１カ所ずつということで、179ヶ所を目標として設置しているところでございます。それから27ページの中段以降でございますが、取り組み状況としましては、精神障害者地域生活支援センターというのがございまして、ここは地域の保健医療福祉関係機関などが、協議を行い、精神障がい者の方の地域移行とか、地域定着を推進する場となっております。この生活支援センターを設置し、現在、例えば退院からその住居の問題とか、就職の問題に対応して、地域に移行していただくと。地域に移行した以降ですね、さらにその地域に定着していただけるよう、さらに相談ですとか、そういったものに対応して支援をして参りたいと考えております。３年度につきましては21ヶ所46回の開催。それからケアサポーターの方を活用させていただいて対応していきたいというふうに考えております。それから、次の、28ページでござ

いますけれども、評価、改善につきましては、確かに今ご説明したセンターの相談件数などが増加傾向にありますけれども、やはり入院、長期入院している方というのはだんだん重度の方が多くなっておりまして、毎年、基本的には減少傾向にあるんですけれども、その減少率が伸び悩んでいるというような状況にあります。それからそういった状況にあるものでございますので、センターの活動を引き続き継続し、長期入院患者の方の地域移行を進めていきたいと考えております。それから、退院しても再入院となる方もいらっしゃることから、地域の環境、例えば住民の理解を推進するとか、関係機関との連携をさらに促進するなどして、整備し、定着率継続に進めて参りたいと考えております。それから市町村の場も年々増加しているんですけれども、いまだ目標に達していないということで、我々としては情報提供などを行い、市町村においても、協議の場を作っていただきたいと考えております。それから引きこもりですかとか、高次脳機能障害、依存症、自殺などにつきましても、相談対応の充実ですとか、対応に当たる方の人材育成などによりまして、引き続き取り組みを継続してきたというふうに考えております。評価区分につきましては先ほど申し上げました目標値に対しまして、まだ３年度の途中ではございますけれども、目標が十分達成できないという状況にもありますことから、現時点ではＣというふうに我々としては考えております。今後の改善方向でございますけれども、29ページの上段になりますが、引き続き、精神障害者地域生活支援センターにおきまして、その場を活用して、好事例の情報提供、市町村の支援等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。松原先生ご意見ありましたか。

（松原委員）

ございません。

（藤原会長）

よろしいですか。水澤委員、よろしいですか。

（水澤委員）

はい。

（藤原会長）

私から目標設定について聞きます。一次医療圏ですから179地域で、っていうふうに道の方は目標にするんですけど、本当に179必要なんだろうかというと、どうなんでしょうか。いや、無理ではないかと思うんですよね。やっぱりある程度の規模っていうか、人口規模とかですね、そういうものがないといけないんじゃないかなと思うんですけども。

（事務局）

各市町村に１ヶ所っていうのは、国の方で方針を示しております。ただ今のお話のように、現実的には特に市町村ですとか、福祉関係の方は、いろんなものが輻輳していて、マンパワーが足りないっていうのが現状もあると思いますし、なかなか現実的に進まない状況があるのかなと考えております。ただ重層的に、市町村圏域での協議、それからさらに、21圏域での協議、それから都道府県レベルでの協議というのを、理想形としては示しておりますので、その辺はご理解いただいて、市町村の方にもぜひそういう場を作っていただきたいなと思っております。ただ、新規に新しく何かを作るっていうのはなくて、既存の会議体とかそういうものを活用することでも結構でございますので、その辺はちょっとご理解いただければなと感じております。

（藤原会長）

はい、わかりました。それでは次の１－⑨に行きたいと思います。

（事務局）

１の⑨、「就労支援施策の充実強化」についてご説明したいと思います。30 ページになります。目的としましては、２段目にありますとおり、障がいのある方の就労機会の拡大や定着支援。さらに工賃水準の向上に向けた取り組みを推進することでございます。関連する成果目標ですが、一番下の段にありますとおり、11 の目標値を設定しております。主なものとしましては、一般就労への移行者数であるとか、障害者就業生活支援センター、いわゆるナカポツセンターと言われているものの整備、それから就労継続支援事業所などの平均工賃の月額、それから企業認証制度の登録企業社数などを設定しております。非常に盛りだくさんの中身ではあるんですけれども、次の工程表のような順序で取り組みを行うこととしておりまして、一番下の令和３年度の取り組み状況についてですが、まず、パネル展などによる企業認証制度や、道民１人１アクションっていうんですけれども、アクションのＰＲ。それから次のページになりますけれども、農福マルシェの開催などにより、多様な就労の機会を支援すること。そして、農福、水福連携マッチング事業というのがございます。障がいのある方を雇いたいという農家さんや、逆に農業の現場で働きたいという、障がいのある方をマッチングするような事業でございまして、こういったものに取り組んでおります。これらの、令和３年度の取り組みの実績を踏まえまして、評価、改善についてでございますが、課題と今後の対応のところに記載しましたとおり、障がい者の新たな就労の場の創出のための農福連携など、一層の充実が必要であるほか、企業認証制度につきましては、令和３年の４月から経済部で実施している働き方改革の認定制度の加点対象とすることができましたので、そういった取り組みを進めてはいるんですけれども、なかなか普及啓発が不十分であったり、優遇が本当にそれだけで足りるのか、不十分では

ないかとご意見もありますので、認証企業数は、まだまだ伸び悩んでいるということが課題になっております。先ほどの成果目標のところにも記載しましたけれども、31ページの一番上の方なんですけれども、令和３年度末で180社ということで、実は令和２年度よりは減ってしまいました。なかなかコロナ禍の部分もあったりして、企業向けの普及啓発活動ということができなかったりしたこともあったので、前年に比べて少し減ってしまったんですけれども、今年度はようやく、行動制限がなくなったということもありますので、少し落ち着いたということもあって、例えば、企業向けのセミナーなどでご説明申し上げたり、個別にダイレクトメールを送って周知を図って、直接お電話差し上げたりと。いろいろと取り組みをしたところ、令和４年度の11月末現在、210社ということになっておりまして、概ね昔の水準に盛り返してきたというところでございます。また評価のところになりますが、工程表の内容については概ね実施はできているんですけれども、まずコロナウイルスの感染などによって就職活動がしづらかった等の影響もありまして、年間の一般就労者数が目標値に至っていないということや、今述べたような企業認証制度の登録数がなかなか伸び悩んで令和３年度末では180社と、減少してしまったことなどを踏まえまして、評価の部分としてはＣと記載させていただきました。今後の改善の方向性につきましては、農福連携なども実施は当然継続しますが、企業認証制度の企業数の拡大については、さらに働きかけを実施していきたいというふうに考えております。実際に具体的なことをやろうと思えば、予算面もありますし、コロナ禍でどこまでできるのかということもありますが、ここのところは比較的強化しながらやっていきたいと考えております。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい、ありがとうございました。評価区分Ｃということですけども、斎藤委員、ご意見をお願

いします。

（斎藤委員）

はい、２点意見がありまして、１点目は企業認証制度なんですが、伸び悩んでるということなんですけれども、これは抜本的にメリット感を出すということでなければ、今後伸びないと思います。具体的には、総合評価入札制度の中で障害者雇用企業を優遇するということを思い切ってやるべきだと思います。この認証をとっている企業に対してポイントを高くすると、入札で優遇するということをやらなければ、これは何年経っても停滞したままであると思っています。もう１点は、障がい者の雇用に対する考え方なんですが、現状では、何人就職した、何人を就職させたっていうことを評価しているわけなんですが、例えば精神障がいの方の就職はご存知のように非常に伸びています。ただし、ハローワークを通じて、就職した精神障がいの方々は、約４割は３ヶ月未満で離職しているわけですよね。これは厚生労働省の方から資料が出ておりますので。それから精神障がい者の方が、同じ企業で勤続３年以上勤める確率は２割を切っているわけなんですね。ということは、就職させた、就職した数を問題にするような状況はすでに過ぎていて、働きやすい職場で、精神障がいやいろんな障がいを持った方々が、安心して長く勤められるということが、今や課題になっているので、何人就職させたという数だけを目標に設定して、それに対して、どれだけの進捗率っていう考え方は、もう改めたほうがいいんじゃないかなと思います。

（藤原会長）

はい、事務局の方は何かございますか。

（事務局）

まず２点、ご意見いただきありがとうございました。二つともごもっともなご意見だと思って

お聞きしておりました。認証制度のメリットについてですけれども、建設部では入札制度の中で、多少優遇措置があるということは、今現在もうたっております。おっしゃられるのは、そこに限らず、もう少しいろいろな職種、いろんな企業、業種によって、そういった制度を作るべき、というご意見だと思います。他の部局との連携というところもありますし、当然そういったことは、我々も障がい者を支援するという立場からしますと、進めていきたいと思っておりますし、今後専門家会議とかの場で、こういったメリットは、いただいたご意見を踏まえて考えていきたいなと思います。それから、もう一つの雇用に対する考え方ということで、目標設定として就労者数を目標にして、それのための施策、というのはどうなのかというお話であります。こちらについても、ごもっともでございまして、それだからこそ数年前から、障害福祉サービスの中で就労定着支援ということが始まりまして、単に就職させるのではなく、そのあとの定着をいかにしていくかということも進めております。ただ残念ながら北海道の場合、特に地方などでは、就労定着支援の事業所というのは少なく、定着に向けた取り組みというのは比較的弱い部分も、あるのかなと思っております。今、制度改正する予定もちらほらと聞こえておりますし、何とも言えないところでもありますけれども、当然今回の目標設定は割と明確に数というふうにさせていただいておりますが、我々、現場では、当然、単に就職させるのではなく、定着ということを当然目標として施策を進めております。いただいたご意見を、次回の目標の設定の時にもう少しそういったことを考慮しながら、設定できるように努力していきたいと思います。

（藤原会長）

ありがとうございます。菅原委員どうぞ。

（菅原委員）

はい、菅原と申します。私は、現在は一般就労で全国規模のコールセンターで障害者雇用で勤務をしておりますが、２点ございます。やっぱり障がいを持つ本人が働きやすい職場環境設備を整えるっていうことがやっぱり重要です。なぜかと言いますと障がいを持つ本人の、体調や感情によって仕事がうまくできなかったり、うまくいったり、そういう波もあるので、やっぱり障がいを持つ本人の働きやすい環境や設備を整えることもとても重要です。２点目は障がいをもつ本人の特性に対する合理的配慮をもっともっと進めていくっていうのが、一般企業では根本的なことかなと私は感じております。以上です。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。ご意見を踏まえて、今後、検討していただきたいと思います。それでは次に、１－⑩をお願いします。

（事務局）

１の⑩をご説明いたします。34 ページになります。「多様な人材の確保養成及びサービスの質の向上」でございます。目的につきましては、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行い、サービスの提供に必要な人材の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ることでございます。関連する成果目標についてですが、質を数値化するというのは困難であるために設定しておりません。続きまして次のページ、令和３年度の取り組み状況になりますが、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成研修など各種研修を実施しました。それと、３番にありますとおり北海道自立支援協議会人材育成部会における研修体制や内容の検討などを行いました。これらも、令和３年度の実績を踏まえまして、評価、改善の部分ですが、まず課題と今後の対応についてですが、必要な研修については、受けたいという方々が、きちっと研修を受けられるように、定員を確保するということが課題でございますので、研修を行う事業者に

対しては定員の増加等の要請を行うほか、サービスのさらなる質の向上のために、障害福祉サービス事業所等への指導や、サービス利用に関する苦情解決制度等の適正な活用を周知することとしております。評価につきましては、工程表の内容が概ね実施できたことを踏まえまして、事務局としてはＢと考えさせていただいております。改善の方向性につきましては、これまで取り組んできた内容を、まずは引き続き実施したいというふうに考えております。それと質の向上に向けてはカリキュラム等は様々な工夫を重ねながら、その時その時に対応できるような形で研修を実施していきたいと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい。評価Ｂということですが、引き続き頑張っていただきたい、ということでよろしいですね。はい。それでは１－⑪をお願いします。

（事務局）

「安全確保に備えた地域づくりの推進」について説明いたします。目的としては、市町村や関係団体と連携を図り、災害や感染症の発生時はもとより日常的に障がいのある方が安全確保の推進について、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などによる支援体制づくりを進めることを目的としております。関連する成果目標値の設定はありません。取り組み状況として、令和３年度の主なものとして。新型コロナウイルス感染症に関することで、ワクチンの集団接種にあたって、障がい者の情報保障や合理的配慮についての取り組みで、例えば、接種券の発送や予約受け付けの際に注意すべき点や接種会場で意思疎通を円滑に行うために意思疎通支援者の配置について配慮を求めたり、コミュニケーションボード作成参考例を作成して、市町村へ周知するなど、障がい者に必要とされる範囲で具体的な取り組みについて周知を行っております。また各指定障害福祉サービス事業所に対しては、集団指導等の場を活用し

て、非常災害対策計画の必要性について説明しております。市町村との連携としては、福祉避難所の指定状況についての調査や、避難計画作成にあたっての設置に関しての意見交換を行っております。課題として、災害対策に係る支援については、障がい福祉分野だけの問題ではなく、危機対策局なども含め全庁的に取り組んでいく必要があります。評価としては、市町村や事業所等への働きかけを行っていることを踏まえ、Ｂとさせていただきました。今後も災害や感染症などが発生した際の障がい者への必要な配慮について、引き続き、必要な見直しや情報提供を進めていく必要があるものと考えております。今後の方向性ですが、障がいのある方への配慮と情報保障のための指針という冊子を作成しておりまして、その中に災害に備えた情報伝達の手段や、避難の安否確認、避難所での障がい者への情報提供などの取り組みについて記載しており、市町村等に周知を行っているところです。今後ともこの指針を活用するなどして、災害時に、障がい特性を踏まえた適切な配慮を行うよう周知していくことが必要と考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。評価区分はＢということですが。はい、深瀬委員。

（深瀬委員）

深瀬です。意見としましては、福祉避難所の話になりますが、福祉避難所と言っても、例えば、その福祉避難所には何があるという記載が欲しいということが一つありまして、例えば、人工呼吸器をつけている方であれば電気が必要とか、肌ストレスが強い方々に向けた支援とか、そういったいろんな分類があると思うんですよ。なので、人工呼吸器を使用している人、喀痰吸引が必要な人は発電機がある福祉避難所に避難してもらうとか、そういう区分を決めて、福祉避難所を設置していただければと。道と相談していただければと思っております。

（藤原会長）

これは工夫をしていけばできるでしょうかね。どんなものが必要かって言うのを把握されていないのかもしれないですね。

（事務局）

はい。ご質問ありがとうございます。福祉避難所に関しましては、別の課が所管しておりますので、いただいたご意見につきましては、所管する課の方に伝えまして、できることがあれば対応して参りたいと考えております。

（藤原会長）

はい、よろしいですか。はい、山崎委員、どうぞ。

（山崎恵委員）

山崎です。私からは２点ありまして、一つは、福祉避難所の部分です。福祉避難所の部分でお話があったんですけれど、ここに障がい女性、ジェンダー等の視点を盛り込んでいただきたいなと思いました。どうしても一定期間、避難所で生活する場合、着替えだったり、排泄があったり等々で、様々な身体的な障がいによる事情で大きな空間じゃないと難しい。でも現実避難所っていうのは、パーテーションで区切られてる程度で、周囲にはもちろん男性の方もいたりというところで、そういったある程度女性等のプライバシーがある程度確保できる空間ということが必要であろうということが１点。それと、コロナ等の感染症に対する、ワクチンなどもしくは感染した場合の、登録して等々の保健所の対応の部分で、何度か私のところにも、ワクチンの接種の案内が来たんですけれど、すべての障がいの人にワクチンの案内が配慮されてる状況ではない。まずルビがふっていなかったり、視覚障がいの人に対しても点字ではない。墨字のみ

になっていることですとか、コロナに罹った場合の保健所の対応として、一般的というか障がいのない人を基準とした、症状に合わせた対応でしかなくて、基礎疾患等障がいを有しているということを伝えても、なかなかそれが理解されず、かかりつけ医等にと回されて、かかりつけ医の方でも、結局そこは保健所の対応になるという、たらいまわしの現実。場合によっては障がいによっては呼吸疾患を持っていれば、急激に症状が悪化する等も考えられるので、できるだけ速やかにできれば、症状が今の段階軽くても、入院措置等を優先度を上げてもらう等の対応っていうのが、必要であるんではないかなというふうに思っています。以上です。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。ちょっと道ではできないこともあるんですね。これ市町村で対応しなきゃいけないところなんですよね。点字がないとかルビがないとか、全部市町村でやらなければいけない。ですから、道庁はむしろ指導する立場にあるのかな。いろんなところで声を上げていかなければ達成されないので、今後、道庁の方で、工夫をしてやってくれるんだろうと思います。

（事務局）

はい、ご意見ありがとうございます。いただいたご意見につきましてはですね、コロナ対策を担当する課に伝えながら、今後の対応について伝えて参りたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います

（藤原会長）

はい、それでは、この件につきましては、この程度としたいと思います。次の協議事項に入ります。その他、「障がい者基本計画と障がい福祉計画の統合」について事務局より説明をお願

いします。

（事務局）

資料の２－１と２の２について説明をいたします。道の障がい者基本計画と障がい福祉計画については、次期令和５年度に作業をします計画策定時に統合することで、昨年度のこの審議会で、説明し了承を得たところでございます。現在、厚生労働省では社会保障審議会障害者部会におきまして、次の都道府県障害者福祉計画の考え方の基本となります基本指針というものの見直しが行われているところでございます。これに沿って計画を策定していくということになります。国の審議会では現行３年としている計画の期間の見直し、延長を各都道府県が要望しておりまして、それについて今議論がされているところでございます。次の国の審議会、恐らくは来年１月とかになると思いますが、そこについて、方針というのが明確になるということで聞いております。これまでも、国の審議会では計画期間はどうなるのかというと、３年を基本としつつ、地方自治体、北海道や市町村の実情、報酬改定などの制度改正の影響の有無を考慮しまして、柔軟な期間設定を可能とするということで、議論がされているところでございます。３年を基本としつつも、伸ばしていいよ、ということでございます。次の障がい福祉計画については、この出されるであろう指針を踏まえて策定することになります。一方、障がい者基本計画については、所管が厚生労働省ではなく内閣府というところになりまして、今、国が基本計画を策定しているところでございますけれども、策定する基本計画をもとにですね、各都道府県、市町村における障がいがある方の状況を踏まえながら策定するということになっております。この障がい者基本計画につきましては、期間や変更の時期、計画に記載するべき具体的な内容というのは実は定めておりませんで、都道府県、市町村が、地域の実情に応じて定めることが可能とされております。ということで昨年の御議論では、統合にあたっては現在の障がい福祉計画をベースとしまして、その中で障がい者基本計画の内容を入れ込むということで、説明していると

ころでございます。そこでご審議をお願いしたいのは、昨年の審議会で、資料２－１をご覧いただければと思いますが、今年度で第４期基本計画が終了となるということで、その実施計画である福祉計画が現存するということで、施策の推進が可能というとこで、昨年度了承を得たところでございます。基本計画に記載がある政策の方向というのは、福祉計画の方でほぼ網羅されておりまして、加えて、基本計画自体に数値目標というのはございませんので、施策を推進していく上で、実質的な支障はないんですが、ただ、令和５年度１年間において上位の計画である基本計画が存在しないということが、施策を進めていく上での基本的な事項ですとか、理念といったものがないということになります。またこの福祉計画には、基本計画に掲げております生活安定施策の推進ですとか、あとは学校教育の充実ですとか、情報バリアフリーということが存在しないということが明らかになっておりますので、今年度で期間満了迎える基本計画について、１年だけ延長するということで考えたいと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願いしたいと思います。

（藤原会長）

はい、前回の審議会で、統合はよろしいでしょうということになりましたけれども、基本計画の方で、空白の期間ができると。実質上の問題はないけれども、一方にあって一方にないということもありますので、この基本計画を１年延長してということを考えてますという内容ですけれども、ご異論はありませんね。よろしいですね。はい。ということでよろしいということになりましたので、よろしくお願いいたします。それではその他について、事務局から何かありますか。

（事務局）

はい。次回の審議会の開催についてでございます。現在のところ未定ではございますが、皆様

に審議していただく事項がある場合には、開催時期を検討させていただきながら、改めて日程調整をさせていただきます。来年度になりますと計画の策定年でございますので、前回の計画策定のときには４回ほどこの審議会を開催いたしました。今後また、調整させていただきますが、同程度の審議会の開催になろうかと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

（藤原会長）

本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。拙い司会で時間をオーバーしてしまいましたけれど、本日は誠にありがとうございました。それでは、以降事務局にお返しいたします。

（事務局）

会長、どうもありがとうございました。以上をもちまして、令和４年度第１回、北海道障がい者施策推進審議会を終了いたします。委員の皆様、師走のお忙しい中、本日はどうもありがとうございました。